

○文教委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
22	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆議院	元、二二三	元、二二三 (予) 議決 元、六〇〇 議決 元、六三三 議決	元、三六六 議決 元、五三四 議決 元、六九九 議決	
23	国立劇場法の一部を改正する法律案	衆議院	二二三	(予) 二二三 議決 三二八 議決 三三三 議決	三六六 議決 三三四 議決 三三四 議決	
56	著作権法の一部を改正する法律案	参議院	三三四	三三四 議決 六二六 議決 六二九 議決	(予) 三三四 議決 六三三 議決 六三三 議決	

本院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送來へ提出月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
1	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	久保亘君 外、一名 (元、四一〇)	元、四二二	元、四二〇 議決 未 議決 了	元、四三三 (予) 議決	

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	来へ提 出月日	参議院 付託 議決	衆議院 付託 議決	備考
109 国会 1	学校教育法及び教育職員免許法の 一部を改正する法律案	久保 亘 君 外 一 名 (昭和三、七三〇)			昭和 三、七三〇 未了		元、 四、 七、 回
109 国会 2	女子教職員の出産に際しての補助 教職員の確保に関する法律の一部 を改正する法律案	山本 正和 君 外 一 名 (七三〇)			七三〇 未了		

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、秋田大学に医療技術短期大学部を設置すること。
- 二、群馬大学工業短期大学部を同大学工学部の拡充に伴い
廃止すること。
- 三、国立大学共同利用機関を公立・私立を含めた大学全体
の共同利用機関とするともに、大学共同利用機関と名
称を改めること。
- 四、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係
る平成元年度の職員の定員を一万九千八百七十六人(四

人増)に改めること。

なお、衆議院において、施行期日について修正が行われ
た。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委
員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、秋田大学の医療技術短期大学部の設置と群
馬大学工業短期大学部の廃止を行うとともに、国立大学共
同利用機関を大学共同利用機関と名称を改め、公立・私立
を含む全大学の利用機関とするもののほか、昭和四十八年
度以後に設置された国立医科大学等の職員の定員を改めよ

うとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日について修正が行われております。

委員会におきましては、大学共同利用機関の整備の方針、学術研究予算の充実、看護婦の養成計画、大学入学者選抜のあり方、日本語教育の拡充と外国人留学生の受け入れ体制などの諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、大学・大学院の充実に必要な諸条件の整備など二項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

国立劇場法の一部を改正する法律案（閣法第二三三号）

要旨

本法律案は、特殊法人国立劇場の設置目的に、新たにオペラ、バレエ、ミュージカル等現代舞台芸術の振興と普及を図ることを加えるとともに、業務内容にそのための劇場

施設の設置、公演、実演家等の研修等を加えるなど、所要の規定の改正を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、関係者から長年にわたって強く要請されてきましたオペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇など現代舞台芸術の公演等のための劇場施設を特殊法人国立劇場に設置することにより、我が国現代舞台芸術の振興、普及を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、本劇場施設、いわゆる第二国立劇場の設置に関する経緯と今後の建設計画、完成後の管理運営のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、文化予算の大幅拡充の必要性等五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下「実演家等保護条約」という。）の締結に伴い必要となる国内法の整備を図ることによって、著作隣接権の国際的な保護の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、著作権法により保護を受ける実演、レコード及び放送に、「実演家等保護条約」により我が国が保護義務を負うことになる締約国の実演等を追加すること。
- 二、商業用レコードの二次使用料の支払い義務または実演家等の保護期間について、「実演家等保護条約」が認める相互主義の原則に基づいた措置を定めること。
- 三、これまで保護の対象とされていなかった国内に常居所を有しない外国人の実演家についても、著作隣接権に関する規定を新たに適用すること。
- 四、その他関係規定の整備を行うこと。
- 五、この法律は、「実演家等保護条約」が日本国について効力を生ずる日から施行することとし、所要の経過措置

を講ずること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結に伴い、同条約により保護の義務が生じる他の締約国における実演、レコード及び放送を新たに著作隣接権の保護の対象とするなど規定の整備を行うものであります。

委員会におきましては、本改正の円滑な実施と必要な諸条件の整備、激増する私的録音・録画や複写・複製への対応など当面する諸課題、その他文教行政のあり方などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、著作権思想の普及の必要性などについて附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。